

令和3年度第1回松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 次第

日時：令和3年7月20日（火）

午前10時30分

場所：松本市役所大会議室

- 1 開会
- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副会長の選出
- 5 議事
 - (1) 松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の概要について
 - (2) 報告事項
 - 第4期松本市地域福祉計画の策定について
- 6 その他
- 7 閉会

松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

| 名 前 | 所 属 等 | 備 考 |
|--------|------------------------------------|---------------------------|
| 伊藤 順一 | 松本市社会福祉協議会地域福祉課課長 | |
| 内山 博行 | 松本市町会連合会会長 | |
| 草深 邦子 | 松本市民生・児童委員協議会会長 | |
| 熊谷 武久 | 松本市地区福祉ひろば事業推進会議代表 | |
| 紅樫 英信 | 団体職員 | 公募委員 |
| 小林 弘明 | 松本市社会福祉協議会会長 | |
| 清水 里絵 | 会社員 | 男女共同参画社会の実現に向けた女性人材リスト登録者 |
| 藤森 喜久代 | 松本市町内公民館館長会副会長 | |
| 古田 道康 | 松本地区保護司会会長 | |
| 三村 仁志 | 長野県社会福祉士会 元会長 障がい者支援施設ささらの里 施設長 | |
| 向井 健 | 松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授 | |
| 矢久保 学 | シルバー人材センター専務理事 | |

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各 1 人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 8 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和 26 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

| | | | | |
|----------------|--|--|--------|--------|
| 管理不全空き家等審議会委員 | | | 7, 000 | 4, 900 |
| 健康福祉 21 市民会議委員 | | | 7, 000 | 4, 900 |

」

を

「

| | | | | |
|---------------|------------------------|--|--------|--------|
| 管理不全空き家等審議会委員 | | | 7, 000 | 4, 900 |
| 社会福祉 | 委員及び臨時委員 | | 7, 000 | 4, 900 |
| 審議会 | 障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員 | | 7, 000 | |

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の概要について

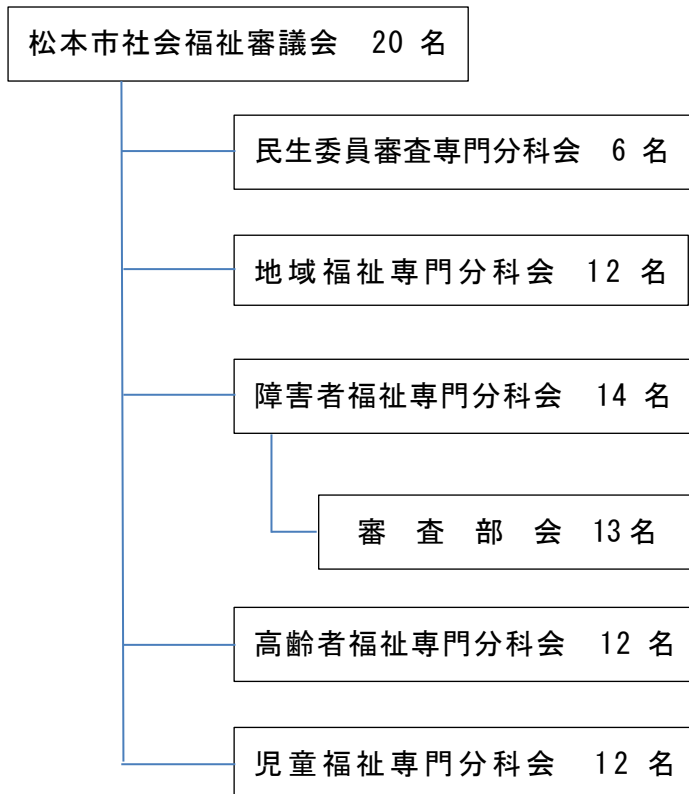
1 概要

令和3年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、市長の諮問機関として社会福祉に関する事項を調査審議する、松本市社会福祉審議会を設置し、より深く調査審議をするため、5つの専門分科会及び審査部会を設けました。

2 委員について

- (1) 社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから、市長が任命する。
(社会福祉法第8条)
- (2) 任期は、委嘱日から3年間とする。(市条例第4条)
- (3) 専門分科会に属すべき委員は、松本市社会福祉審議会委員長が指名する。
(市条例第7条)

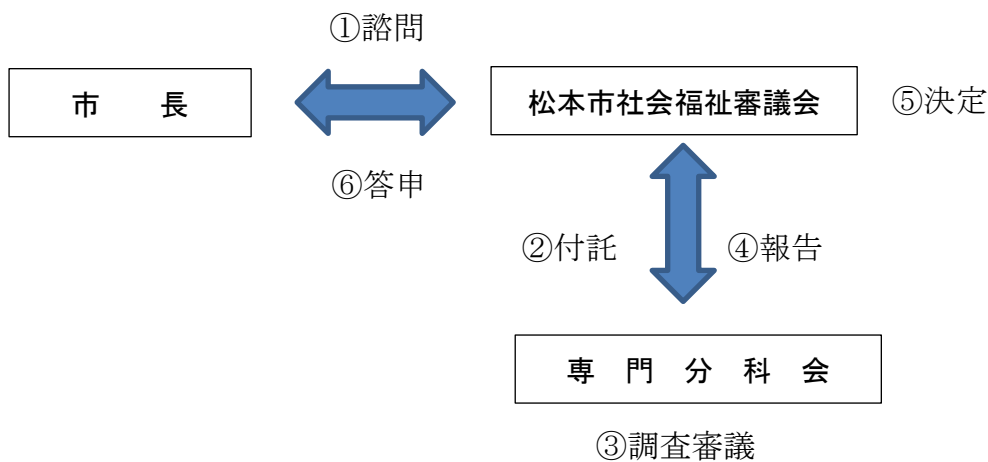
3 組織



4 各専門分科会等の調査審議事項

| 名 称 | 主な調査審議事項 | 担当課 |
|-----------------|--|---------------|
| 民生委員審査 専門分科会 | ・民生委員の適否の審査 | 福祉政策課 |
| 地域福祉 専門分科会 | ・地域福祉計画の策定及び評価検証 ・福祉ひろばに関する事項 ・避難行動要支援者名簿に関する事項 ・再犯防止推進に関する事項 | 福祉政策課 |
| 障害者福祉 専門分科会 | ・障害者基本計画・障害者福祉計画の策定及び評価 検証 | 障害福祉課 |
| 審査部会 | ・身体障害者の障害程度の審査 | 障害福祉課 |
| 高齢者福祉 専門分科会 | ・介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び評 価検証 ・地域密着型サービス事業所の公募に関する事項 | 高齢福祉課 |
| 児童福祉 専門分科会 | ・放課後子どもプランの策定及び評価検証 ・子ども・子育て支援事業計画の策定及び評価検証 ・保育所設置の認可に関する事項 | こども育成課 保育課 |

5 諮問から答申までの流れ



6 第1回松本市社会福祉審議会開催経過について

(1) 日時

令和3年5月25日（火）13時30分から

(2) 会場

松本市音楽文化ホール小ホール

(3) 諮問事項

ア 第4次松本市障害者計画の策定について

イ 松本市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る成果目標の見直しについて

(報告事項)

第4期地域福祉計画の策定について

1 趣旨

社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、令和3年度から7年度までの5年を計画期間とする第4期松本市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）がまとまりましたので、その内容について報告するものです。

2 経過

- H18. 7 第1期松本市地域福祉計画の策定
- 23. 7 第2期松本市地域福祉計画の策定
- 28. 7 第3期松本市地域福祉計画の策定
松本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、地域福祉活動計画を策定
- R元. 10～ 松本市健康福祉21市民会議で第4期計画（案）の策定について協議
福祉ひろば（地域福祉）専門員会で第4期計画（案）の策定作業開始
- 3. 3 松本市健康福祉21市民会議で第4期計画（案）を協議
福祉ひろば（地域福祉）専門員会で第4期計画（案）を協議
- 4 厚生委員協議会で第4期計画（案）を協議
- 4～ パブリックコメントを実施

3 第3期松本市地域福祉計画の総括

(1) 評価

各地区において、地区の課題整理や支援策の検討を行う部局横断の職員会議を定期的に行うことなどが定着し、地区ごとにとり組状況の違いはありますが、実情に応じて住民との協働により地域福祉活動の場づくりや活動の担い手育成が進みました。

(2) 課題

今後は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮などの制度や分野ごとの「縦割り」の関係や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な団体がつながる「地域共生社会」を実現していくため、更なる住民主体の地域福祉活動支援や、複合化した困難な課題などに対応するための関係機関の連携を強化することが求められています。

4 第3期計画と第4期計画（案）の比較

| | 第3期計画 | 第4期計画（案） |
|---------------|---|--|
| 計画の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定は任意 ・住民主体の地域福祉活動を支援する計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定は努力義務 ・住民主体の地域福祉活動を支援する計画（継続） ・地域における高齢者・障害者・児童・その他の福祉に関して共通して取り組む事項を盛り込み、福祉分野の上位計画に位置付ける。 ・複合課題等に対応する包括的な支援体制整備を目指す計画 |
| 計画期間 | 5か年 | 5か年（継続） |
| 計画における市と社協の関係 | 市社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定 | 市社協の「地域福祉活動計画」とは別計画とするが、相互に連携を図る。 |
| 基本理念 | みんなでつくろう ともに生きる地域のこころを | みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる |
| 基本目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手づくり ・見守り体制・相談体制づくり ・見えづらい課題への気づき | <ul style="list-style-type: none"> ・みとめあう社会の土壌づくり ・安心して暮らせるまちづくり ・困りごとを解決する仕組みづくり |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（策定は努力義務） ・成年後見制度利用促進基本計画（策定は努力義務） 上記2計画を本計画に規定 |

5 第4期計画（案）

- (1) 概要 別紙のとおり
- (2) 素案 別冊のとおり